

住家※1における罹災証明書のご案内

このたびの豪雨で家屋等に被害を受けた方へ、支援手続きに必要な証明書を発行します。

※ 申請時には、**被害状況を撮影した写真を持参**してください。申請を受け付ける際には、**印刷・現像したものが必要**となります。（**申請前に必ず写真を撮っておいてください**。写真は**浸水の深さが分かるように**撮ってください。定規、巻き尺をあてて、「引き」と「寄り」で数値が確認できるようにしてください。巻き尺などが無い場合は、代替りの比較ができる対象物を含めて撮影してください。）

※ 証明書の発行は後日となります。申請されてもすぐに証明書は受け取れません。

※1 住家とは、現実には居所（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことです。店舗や事務所等の非住家は罹災証明申請の対象とはなりませんのでご注意ください。

1 罹災証明書（りさいしょうめいしょ）とは？

自宅などの「住家※1における建物の被害の程度」を町が証明する書類です。支援金の申請や税の減免などに使います。【申請期限】 災害が起きた日から3か月以内

2 申請できる方

- ・世帯主または同一世帯に属する方
- ・上記の方から委任された代理人（委任状が必要です）

3 申請に必要なもの

- ・罹災証明申請書（窓口にあります。町のHPからダウンロードもできます。）
- ・本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）
- ・被害状況を確認できる写真（印刷・現像したもの）

※状況に応じて、その他の資料などの提出をお願いする場合があります。

4 申請受付

- ・受付日：令和8年9月14日（月）から開始（土日祝休日は除く）
- ・受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
- ・受付場所：蟹江町役場 1階 税務課（郵送受付も可能）

5 住家の現地調査

自己判定方式以外の場合、後日調査員が、被害状況の調査・判定を行います。

◆自己判定方式とは

被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当する場合に、申請者が判定結果を「準半壊に至らない（一部損壊）」とすることに同意することで、現地調査を省略して写真で確認するのみで罹災証明書を発行申請することです。

【申請受付窓口・お問合せ】

蟹江町役場 税務課（固定資産税係）電話 0567-95-1111（内線185・186）